

悪天候・台風時における生徒の登校及び教職員の勤務に関する規程

(1) 悪天候・台風時の対応マニュアル(生徒用)

- 1 午前6時の気象情報で呉市に発令されている警報の状況が、次の①から⑤のいずれかに該当する場合、生徒は**自宅待機**とする。また、居住する地域に発令されている警報の状況が、次の①から⑤のいずれかに該当する場合、その地域に居住する生徒は自宅待機とする。**なお、午前6時以降、通常の登校時刻までに発表された警報についても同様とする。**

- ① 大雨警報が発令されている
- ② 洪水警報が発令されている
- ③ 暴風警報が発令されている
- ④ 特別警報が発令されている
- ⑤ 警戒レベル3以上の避難情報が発令されている

生徒の臨時休業（休校）は午前8時30分に決定し、ホームページなどを通じて連絡する。
上記以外で、学校長の判断で臨時休業やその他の措置を講じる必要がある場合はホームページなどを通じて連絡する。

尚、ホームページなどへの掲載は管理職が行う。

PC <https://www.goko.ac.jp/>

携帯 <https://www.goko.ac.jp/mb.php>

desknet's NEO <https://goko.dn-cloud.com/cgi-bin/dneo/dneo.cgi>

X(旧 Twitter) [@GOKOhighschool](https://twitter.com/GOKOhighschool)

- 2 始業後に暴風・大雨警報などが呉市または居住する地域に発令された場合は、台風の中心位置、進行方向、速度等、発令時における気象状況、道路、橋梁、浸水、山崩れ、住宅等の状況から学校長が対応措置を判断する。
なお、安全に帰宅することが困難と認められる生徒については、学校で待機させるとともに保護者と連絡をとり適切な措置を行う。
- 3 利用している公共交通機関が運転休止の場合は、次のような対応を行うものとする。

上記1の、①～⑤以外の場合でも通常登校に利用している公共交通機関が運転を休止している場合、学校または学級担任に連絡した後、運転再開を待つ。運転が再開されたら、安全を確認した上で登校する。